名寄市告示1037号

　名寄観光大使及び名寄ふるさと大使設置要綱を次のとおり定める。

　　　平成25年６月28日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名寄市長　加　藤　剛　士

名寄観光大使及び名寄ふるさと大使設置要綱

名寄ふるさと大使設置要綱（平成20年告示第1012号）の全部を改正する。

（目的）

1. この告示は、各界で活躍されている名寄市内在住者及び名寄市出身者並びに名寄市にゆかりのある方に、知名度や影響力を活かし、本市の魅力を情報発信し、強く本市を応援しようとする意思を有する方を「名寄観光大使」（以下「観光大使」という。）に、本市をより積極的に応援、情報発信しようとする方を「名寄ふるさと大使」（以下「ふるさと大使」という。）に委嘱し、本市を広く紹介することを通じて、本市の認知度の向上及び発展に貢献していただくことを目的とする。

（委嘱）

第２条　観光大使は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

1. 本市在住又は本市の出身者で、広く活躍している者若しくは本市の知名度向上に

貢献している者

1. 本市にゆかりのある者で、本市の知名度向上に資するもの
2. その他市長が特に認める者

２　ふるさと大使は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

1. 本市在住者で、公募により本市の魅力及び情報を積極的に発信する活動に資する

と市長が認めた者

1. 本市在住、出身者又は本市にゆかりのある者で、広く活躍している者又は本市の

知名度向上に貢献している者

1. その他市長が特に認める者

３　第１項及び第２項の場合において、当該委嘱は地方自治法（昭和22年法律第67号）

第172条第２項に定める任命行為には当たらないものとする。

（任期）

第３条　観光大使及びふるさと大使の任期は、次に掲げるものとする。

1. 観光大使の任期は、設けないこととする。ただし、観光大使本人から辞退の申し

出があった場合は、この限りでない。

1. ふるさと大使の任期は、設けないこととする。ただし、公募により任命された者

は任期を２年間とし、再任は妨げない。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、特別な事由があるときには、大使を解任することができる。

（活動）

第４条　観光大使及びふるさと大使は、それぞれの居住地、職域等において、機会あるごとに本市の紹介に努めるとともに、本市への積極的な提言等を行うものとする。

（報酬等）

第５条　観光大使及びふるさと大使に対する報酬は支給しない。ただし、本市からの依頼

による任務遂行のため、市長が必要と認める経費については、予算の範囲内で支給する

ことができる。

（庶務）

第６条　観光大使及びふるさと大使に関する庶務は、経済部内において処理する。

附　則

　この告示は、平成25年７月１日から施行する。